

基本方針構成案

第 1 章 基本方針策定の背景

項目	主な記載内容
本市の人口推計	○本市の人口は今後減少し、2030 年には 80 万人、2045 年には 70 万人を下回る見込み。 ○年少人口・生産年齢人口が減少し、人口減少・高齢化が一層進行する。 ○これにより、学校のあり方や教育環境に大きな影響が生じる。
児童生徒数の推移	○小・中学校ともに児童生徒数は減少傾向にあり、直近 10 年で小学校では約 18.3%、中学校では約 14.8%減少した。 ○学校規模の縮小や教育環境の変化が懸念される。
学級数の推移	○児童生徒数の減少に伴い、学級数は減少傾向にあり、直近 10 年で、小学校では約 11.0%、中学校では約 7.0%減少した。 ○学級規模や学校規模の変化に加え、学校運営や指導体制の維持への影響が見込まれる。
国の動向	○文部科学省は学校規模適正化の手引きを策定し、適正規模・配置の基本的な考え方を示した。 ○「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、調査研究協力者会議が行われた。同会議で児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に検討を行うことの重要性が示された。
本市の取組	○平成 17 年度、19 年度、25 年度、30 年度に学校再編を行った。 ○令和 7 年度に懇話会を開催し、柔軟な再編や広域的な検討の必要性等の意見が示された。 ○基本方針策定等の意見聴取を目的として、令和 8 年度に懇話会を開催した。

第 2 章 基本方針の策定の目的と位置づけ

項目	主な記載内容
基本方針策定の目的	○学校規模・配置の適正化に向けた基本的な考え方を整理し、取組を推進するために策定する。 ○小規模校の規模適正化及び過大規模校への対応等に関する考え方を示す。 ○児童生徒の教育環境の充実を図ることを目的とする。
基本方針の位置づけ	○教育プランでは、児童生徒が適切かつ効果的に学習できる教育環境の実現をめざしている。 ○本基本方針は、学校の規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策の方向性を示す。 ○国の制度や基準を踏まえて策定する。

第 3 章 学校の規模について

項目	主な記載内容
学校の規模別学校数の推移	○小規模校が増加しており、学校の小規模化が進行している。 ○一方で大規模校も存在し、地域によって規模に偏りがある。 ○学校規模の状況は多様化している。
適正規模の基準	○教育環境の充実の観点から、多様な価値観を持つ児童生徒と触れ合うことができる学校規模とする。 ○必要な教員数を配置することにより、指導体制の充実を図る。 ○児童生徒への対応のための時間や施設利用への制約が生じない、適切な学校運営ができる規模とする。
適正規模の範囲	○文部科学省の手引きにおいて、標準学級数、望ましい学級数が示されている。 ○学校教育法施行規則等に示される標準学級数を踏まえつつ、本市の実情を考慮し、小学校 12～24 学級、中学校 9～24 学級を適正規模と設定する。 ○国基準を踏まえつつ、小規模・大規模等の区分を設定する。

第 4 章 学校の配置について

項目	主な記載内容
基本的な考え方	○通学距離・時間や安全性の観点を踏まえ、通学に伴う身体的・心理的負担の軽減に配慮する。 ○教育的観点のみならず、地域との関係性や地域活性化にも配慮し、総合的に判断する。 ○多面的な分析による中長期的な視点に立ち、適正な学校規模の確保と配置のバランスを図る。
通学距離及び時間の基準	○文部科学省策定の学校規模適正化の手引きを踏まえ、通学距離については、小学校はおおむね 4km 以内、中学校は 6km 以内を目安とし、通学時間についてははおおむね 1 時間以内となるよう配慮する。 ○安全確保や見守り体制の充実により、安心できる通学環境の確保を図る。
通学区域との関係	○通学区域は、児童生徒の通学の安全性の確保や地域コミュニティとの関係等の観点から、学校の配置と密接に関連する。 ○これまでの学校設置の経緯や交通インフラの整備状況、地域の成り立ちなどの背景を踏まえる。 ○個々の地域の事情に加え、学校配置とのバランスを考慮しつつ、全市的な視点から見直しを行う。

第 5 章 学校の規模及び配置の適正化の方策

項目	主な記載内容
取組手法	○小規模校は再編整備や通学区域見直しを基本とする。 ○大規模校は通学区域の見直しを基本的手法として検討する。 ○小中一貫校や特認校など多様な手法も検討する。
小規模校に関する取組の優先度	○学級数や児童数に応じて優先度を設定する。 ○特に、全学年 1 学級の小学校をはじめとする小規模校については、優先的に検討する。 ○将来的に小規模化が見込まれる場合には、中長期的な視点に立ち、段階的に検討を進める。
取組の進め方	○児童生徒の教育環境の充実を基本としつつ、地域ごとの特性や実情を踏まえ柔軟に進める。 ○学校・保護者・地域との合意形成を重視する。 ○再編を前提として進めるのではなく、複数案を比較し、最適な手法を選択する。

第 6 章 学校の規模及び配置の適正化に係る留意事項

項目	主な記載内容
児童生徒及び保護者の視点	○児童生徒及び保護者が感じる不安・負担への配慮 ・経過措置 ・心理的ケア ・財政的ケア など
地域の視点	○地域活動への配慮 ・学校への関わり活動の継続性 ・地域自らの活動拠点の維持 など
児童生徒の意見	○検討段階に応じた意見聴取 ・手法 ・時期 など
安全安心な通学路の確保	○通学路変更への対応 ・連携 ・支援 など
再編校の施設整備	○学校規模に応じた施設整備 ・財政負担考慮 ・機能 など
学校敷地	○活用方法 ・防災関連 ・地域活性化 など

第 7 章 基本方針の推進及び検証

項目	主な記載内容
目標・指標	○目標・指標の設定 ・目標 ・進捗の評価 など
基本方針の見直し	○児童生徒数の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す。 ○進捗状況や課題を検証しながら、柔軟に見直す。